

令和 8 年 第 6 回

松山市教育委員会定例会

会 議 録

(令和 8 年 5 月 1 2 日)

議 事 日 程

日程順序	議案等番号	件 名	担 当 課
日程第 1	議案第 19 号	松山市教育支援委員会委員の委嘱について	学校教育課
日程第 2	議案第 20 号	学校評議員の委嘱について	学校教育課
日程第 3	議案第 21 号	学校運営協議会委員の任命について	学校教育課
日程第 4	議案第 22 号	公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について	地域学習振興課
日程第 5	報告第 6 号	公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について	地域学習振興課
日程第 6	報告第 7 号	松山市青少年育成支援委員の退任及び委嘱について	教育支援センター事務所

○出席委員（4名）

前田昌一教育長、緒方義彦委員、河原成紀委員、芳野玲子委員

○出席職員（18名）

百田事務局長、石川学校教育担当次長兼教育総務課長、今村社会教育担当次長、眞鍋教育施設担当次長、茅田学校教育課長、今泉教育研修センター事務所長、大野保健体育課長、毛利地域学習振興課長、越智教育支援センター事務所長、門田中央図書館事務所長、佐保学習施設課長、栗原文化財課長、伊藤子規記念博物館次長

○事務局（7名）

東島教育総務課主幹、梅木教育総務課主査、野瀬教育総務課主査、大野学校教育課主幹、大澤学校教育課副主幹、清水学校教育課主査、兵頭学校教育課主査

○傍聴人（1名）

令和8年 第6回松山市教育委員会 定例会

(石川次長)

御起立をお願いします。
一同、礼。
御着席ください。

(教育長)

ただいまから、令和8年第6回松山市教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、田中委員が欠席されていますが、定足数は満たしております。

本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。

まず、本日の会議録署名人に、河原委員を指名いたします。

ここでお知らせいたします。本市の教育委員会では、松山市教育委員会会議規則に基づき、傍聴人に限り入室を許可できることとしています。

本日の定例会には、1人の傍聴を許可しておりますので、御報告いたします。

あわせて、カメラの撮影等も許可しておりますので、申し上げておきます。

傍聴人の方に申し上げます。教育委員会の傍聴にあたっては、議案・報告等案件に対して賛成あるいは反対の意見表示をしたり、会議の妨害となる行為をすることは禁じられております。規則等に基づき非公開の議決があった時は、一時的に退席していただきます。

また、規則等に違反する場合は、退席を命ずることがありますので、申し上げておきます。

それでは、議事に移ります。

日程第1 議案第19号「松山市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

茅田学校教育課長から説明を求めます。

(茅田課長)

学校教育課の茅田です。よろしく申し上げます。

資料の1ページをお願いします。

議案第19号「松山市教育支援委員会委員の委嘱について」御説明します。

教育支援委員会は、教育委員会の諮問に応じ、教育支援を必要とする幼児、児童及び生徒について、医学、心理学、教育等の見地から調査審議

し、教育支援に必要な助言を行っています。

委員20名のうち、13名が令和8年6月9日に任期満了になることから、松山市教育支援委員会条例第4条の規定により、新たに13名を委嘱するものです。

2ページをお願いします。

今回、委嘱を行う委員の方々をお示ししております。

13名のうち5名が新任、8名が再任となります。13名ともに、幼児、児童、生徒への特別支援教育などに関する専門的な知識・経験が豊富であることから、教育支援委員会の委員として適任であると考えています。

なお、任期は、令和8年6月10日から令和10年6月9日までの2年間です。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何か御意見等はございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

特に意見等もないようですから採決いたします。

議案第19号「松山市教育支援委員会委員の委嘱について」原案どおり決定することに御異議ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

御異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第2 議案第20号「学校評議員の委嘱について」を議題といたします。

茅田学校教育課長から説明を求めます。

(茅田課長)

学校教育課の茅田です。

資料5ページをお願いします。

議案第20号「学校評議員の委嘱について」御説明いたします。

学校評議員制度は、地域社会に開かれた学校づくりを一層推進していくために設けられたものであり、この度、令和8年4月30日に任期満了となったことから、改選を行い委嘱するため、松山市立幼稚園管理規則第17条第3項及び、松山市立学校管理規則第15条第3項の規定により議案として提出するものです。

なお、今回各小中学校、幼稚園から推薦された学校評議員は合計493名で、その任期は令和8年5月13日から令和9年4月30日までです。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何か御意見等はございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

意見等もないようですから採決いたします。

議案第20号「学校評議員の委嘱について」を原案どおり決定することに御異議ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

御異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第3 議案第21号「学校運営協議会委員の任命について」を議題といたします。

茅田学校教育課長から説明を求めます。

(茅田課長)

学校教育課の茅田です。

資料16ページをお願いします。

議案第21号「学校運営協議会委員の任命につい

て」御説明いたします。

学校運営協議会制度は、地域とともにある学校づくりを推進していくために設けられたものであり、4月の定例会で承認していただいた5校の委員に加え、今回22校の小中学校が制度を導入することから、学校運営協議会委員を任命するため、松山市学校運営協議会規則第4条第1項の規定により議案として提出するものです。

なお、今回関係小中学校から推薦された学校運営協議会委員は合計226名で、その任期は令和8年5月13日から令和9年4月30日までです。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何か御意見等はございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

特に意見等ないようですから採決いたします。

議案第21号「学校運営協議会委員の任命について」を原案どおり決定することに御異議ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

御異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第4 議案第22号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」を議題といたします。

毛利地域学習振興課長から説明を求めます。

(毛利課長)

地域学習振興課の毛利です。よろしく申し上げます。

お手元の資料22ページをお願いします。

議案第22号「公民館運営審議会委員の退任及び

委嘱について」御説明いたします。

公民館運営審議会委員は、社会教育法第30条及び松山市公民館条例第3条により公民館長の意見を聞いて、教育委員会が委嘱することとなります。

今回、公民館運営審議会委員のうち53名が退任し、新たに57名を委嘱するものです。

退任される方は、人事異動や各種団体の役員改選等により、辞任願が提出されたものです。

また、委嘱を予定している方は、先ほどの退任者及び既に退任された委員の後任の方であり、任期は、令和8年5月13日から令和9年3月31日までです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何か御意見等はございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

特に意見等もないようですから採決いたします。

議案第22号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」を原案どおり決定することについて御異議ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

御異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第5 報告第6号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」を議題といたします。

毛利地域学習振興課長から説明を求めます。

(毛利課長)

地域学習振興課です。よろしく申し上げます。

お手元の資料28ページをお願いします。

報告第6号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」御説明いたします。

公民館運営審議会委員は、社会教育法第30条及び松山市公民館条例第3条と松山市公民館運営内規により公民館長の意見を聞いて、教育委員会が委嘱することとなっています。

今回、公民館運営審議会委員のうち12名が退任し、新たに11名を委嘱するものです。

退任される方は、団体の役員改選等により、4月30日付で辞任願が提出されたもので、就任される方は、先ほどの退任者の後任の方です。

公民館運営審議会開催のため、急施を要することから、教育長の専決により処理しましたので、御報告申し上げます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何か御意見御質問等はございませんか

(一同)

なし

(教育長)

それでは、報告第6号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」御異議ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

御異議なしと認めます。

次に、日程第6 報告第7号「松山市青少年育成支援委員の退任及び委嘱について」を議題といたします。

越智教育支援センター事務所長から説明を求めます。

(越智所長)

教育支援センター事務所の越智です。よろしく申し上げます。

報告書31ページから35ページをお願いします。

報告第7号「松山市青少年育成支援委員の退任及び委嘱について」御説明いたします。

青少年の非行防止及び健全育成の推進を目的に、市内各地域で巡回活動などを行う、松山市青少年育成支援委員は、松山市教育支援センター条例施行規則第4条の規定により、教育委員会が委嘱しています。

この度、南第二中学校区及び北条北中学校区の委員2名が、一身上の都合により4月30日付で退任し、後任として、新たに北条北中学校区の1名に委嘱しました。

南第二中学校区につきましては、現在、校区で後任者を検討しています。

次に、4月の人事異動に伴い、各学校から推薦された支援委員は、「小学校」「中学校」「高校・中等教育学校・特別支援学校」の59名が退任し、新たに58名に委嘱しました。

最後に、商店等の関係者による支援委員は、3名が一身上の都合等により退任し、後任として新たに3名を委嘱しています。

任期は、いずれも令和9年3月31日までです。

速やかに活動を開始するため、急施を要しましたので、松山市教育委員会事務委任規則第2条第2項の規定により、教育長の専決により処理しましたので、御報告申し上げます。

以上で、説明を終わります。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何か御意見等はございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、報告第7号「松山市青少年育成支援委員の退任及び委嘱について」御異議ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

御異議なしと認めます。

本日予定の日程は以上となりますが、委員の皆様から何か御意見や御質問などはございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、特にないようでございますので、以上をもちまして、本日予定の日程は終了いたしました。

これを持ちまして、令和8年第6回定例会を閉会いたします。

(石川次長)

御起立をお願いします。

一同、礼。